

## 情報提供内容一覧

平成 27 年 10 月からのマイナンバー・法人番号の通知まで期間が迫ってきました。マイナンバー制度は、平成 28 年 1 月から社会保障・税・災害対策の 3 分野で利用が開始されますが、企業等においても社会保障・税の分野に係る手続で対応が必要となります。

つきましては、以下の資料等を参考にいただき、マイナンバー制度に関する理解を深めていただくとともに、併せてマイナンバー制度導入に向けた準備を進めていただきますよう、よろしくお願いたします。

国税分野については、国税庁ホームページの特設サイトで最新情報を提供しておりますので、是非ご覧ください。

### 国税庁HPの特設サイトはこちら

- 社会保障・税番号制度<マイナンバー>について  
<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

### 今回配付する国税庁作成のリーフレット

- 社会保障・税番号制度の早わかり（平成 27 年 5 月）  
<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/pdf/hayawakari.pdf>
- 法定調書提出義務者・源泉徴収義務者となる事業者のための社会保障・税番号制度の概要（平成 27 年 1 月）  
<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/pdf/gaiyo.pdf>

### その他、国税庁で作成しているリーフレット等はこちら

- 国税分野における番号法に基づく本人確認方法【事業者向け】(平成 27 年 3 月)  
<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/pdf/kakunin.pdf>
- 国税分野における社会保障・税番号制度導入に伴う各種様式の変更点（平成 27 年 5 月）  
[http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/pdf/mynumber\\_modification.pdf](http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/pdf/mynumber_modification.pdf)
- 社会保障・税番号制度 F A Q（国税庁ホームページ）  
<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/FAQindex.htm>
- 法人番号について（広報資料）  
[http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/pdf/houjinbangou\\_gaiyou.pdf](http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/pdf/houjinbangou_gaiyou.pdf)